

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	保育料の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、保育料の徴収に関する事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育料の徴収に関する事務
②事務の概要	保育料条例に基づき、子ども・子育て支援法に規定される支給認定保護者より ①豊島区保育料等に関する条例施行規則(平成28年豊島区規則第126号)第7条第1項の規定による保育料の減免に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②豊島区保育料等に関する条例施行規則第7条第2項の規定による延長保育料の免除に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	①総合保健福祉システム(子ども子育て) ②サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育てシステムファイル、保育世帯台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 条例別表第1 第23項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 【情報の提供】 情報提供を行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 保育支援担当課
②所属長の役職名	保育支援担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年10月1日	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年10月1日	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月17日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない	十分である	事後	
令和3年9月17日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報の照会】 番号法第19条第7号 別表第二項番 16	【情報の照会】 番号法第19条第8号 別表第二項番 16	事後	
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年8月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども家庭部 保育課	子ども家庭部 保育支援担当課	事後	令和6年4月1日付の組織改正による
令和6年8月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	保育課長	保育支援担当課長	事後	令和6年4月1日付の組織改正による
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年8月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②条例上の根拠	【情報の照会】 番号法第19条第7号 別表第二項番 16	【情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	事後	